

ほっかいどうしょう しやし さくすいしんしんぎかい
北海道障がい者施策推進審議会
いしそつうしえんぶかいせつちようこう
意思疎通支援部会設置要綱

もくてき
(目的)

だいじょう ほっかいどうしょう しやし さくすいしんしんぎかいじょうれい しょうわ ねんじょうれいだい ごう だい じょうだい こう もと
第1条 北海道障がい者施策推進審議会条例(昭和46年条例第20号)第3条第2項に基づ
き、しょう しやし いしそつう かん し さく そうごうてき すいしん ちょうさしんぎ せんもん
き、障がい者の意思疎通に関する施策の総合的な推進について調査審議するため、専門
いじん お ほっかいどうしょう しやし さくすいしんしんぎかい いしそつうしえんぶかい せつち
委員を置き、「北海道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会」を設置する。

しよしょうじこう
(所掌事項)

だいじょう ぶかい いしそつうしえんし さく すいしん かん けんとう
第2条 部会は、意思疎通支援施策の推進に関することを検討する。

こうせい
(構成)

だいじょう ぶかい つぎ かか もの しんぎかい いじん せんもんいじん こうせい
第3条 部会は次に掲げる者(審議会委員、専門委員)で構成する。

(1) がくしきけいけん もの
学識経験のある者

(2) しょう しやし
障がい者

(3) しょう しやし じりつおよ しやかいさんか かん じぎょう じゅうじ もの
障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(4) かんけいぎょうせい かん しよくいん
関係行政機関の職員

2 ぶかい ぶかいちよう お ぶかいいじん ごせん せんしゅつ
部会に部会長を置き、部会委員の互選によって選出する。

3 ぶかいちよう じこ ぶかいちよう しめい いじん にん
部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその任にあたる。

かいぎ
(会議)

だいじょう ぶかい ぶかいちよう しょうしゅう ぶかいちよう ぎちよう
第4条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 ぶかい ぶかいいじん ぶん いじょう しゅつせき かいぎ ひら
部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ぶかいいじんいがい もの しゅつせきしや
(部会委員以外の者の出席者)

だいじょう ぶかい ひつよう おう ぶかいいじんいがい もの しゅつせき もと いけん き
第5条 部会は必要に応じて、部会委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

せんもんちょうさかい
(専門調査会)

だいじょう ぶかい ひつよう おうじ じゅうようじこう ちょうさしんぎ せんもんちょうさかい お
第6条 部会には、必要に応じ、重要事項について調査審議する専門調査会を置くことができ
る。

2 せんもんちょうさかい ぞく いじん ぶかいちよう しめい
専門調査会に属するべき委員は部会長の指名による。

3 せんもんちょうさかい せんもんちょうさかいちよう お せんもんちょうさかいいじん ごせん せんしゅつ
専門調査会に専門調査会長を置き、専門調査会委員の互選によって選出する。

4 せんもんちょうさかいちよう じこ せんもんちょうさかいちよう しめい いじん にん
専門調査会長に事故あるときは、あらかじめ専門調査会長の指名する委員がその任に
あたる。

5 せんもんちょうさかい せんもんちょうさかいちよう しょうしゅう せんもんちょうさかいちよう ぎちよう
専門調査会は専門調査会長が招集し、専門調査会長がその議長となる。

6 せんもんちょうさかい せんもんちょうさかいいじん ぶん いじょう しゅつせき かいぎ ひら
専門調査会は、専門調査会委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができ
ない。

7 専門調査会は必要に応じて、専門調査会委員以外の者^{せんもんちようさかい いん いがい}に出席を求めて意見^{いけん}を聞くことができる。

(庶務^{しよむ})

第7条 部会^{ぶかい}の庶務^{しよむ}は、保健福祉部障がい者^{ほけんふくし ぶしょう しゃほけんふくしか}保健福祉課^{しより}において処理する。

(その他^た)

第8条 この要綱^{ようこう}に定めるもの^{さだ}のほか、部会^{ぶかい}の運営^{うんえい}に必要な事項^{ひつよう じこう}は部会長^{ぶかいちよう}が定める^{さだ}。

附則^{ふそく}

この要綱^{ようこう}は、平成28年^{へいせい ねん}1月8日^{がつ にち}から施行^{しこう}する。

附則

この要綱^{ようこう}は、平成30年^{へいせい ねん}6月22日^{がつ にち}から施行^{しこう}する。